

東村山市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和 25 年東村山市条例第 4 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付受給者の支援に関する規定等を整備するため、本案を提出するものであります。

東村山市税条例の一部を改正する条例

東村山市税条例（昭和25年東村山市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「（同条例）」を「（行政手続条例）」に、「同条例第33条第2項」を「行政手続条例第33条第3項」に改める。

第33条第1項第1号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）の規定による支援給付」を加える。

第71条第1項第1号中「による保護」の次に「又は中国残留邦人等支援法による支援給付」を加える。

別表第1の1の項及び別表第2の1の項中「（昭和25年法律第144号）」を削り、「による保護」の次に「又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

# 東村山市税条例の一部を改正する条例

## 新 旧 対 照 表

凡例 \_\_\_\_\_改正箇所

新 条 例

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第4条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(行政手続条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、行政手続条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

(市民税の減免)

第33条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認めるものに対し、市民税を減免することができる。

(1) 生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。)の規定による支援給付を受けている者

(2)～(5) (略)

2 前項各号に規定する市民税の減免の基準等は、別表第1に定めるとおりとする。

3・4 (略)

(軽自動車税の減免)

第71条 市長は、次の各号の一に該当する軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する軽自動車税を減免することができる。

(1) 生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けている者が所有する軽自動車等

旧 条 例

(東村山市行政手続条例の適用除外)

第4条 (略)

2 行政手続条例第2条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第3条第8号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。

(市民税の減免)

第33条 (同左)

(1) 生活保護法の規定による保護を受けている者

(2)～(5) (略)

2 (同左)

3・4 (略)

(軽自動車税の減免)

第71条 (同左)

(1) 生活保護法による保護を受けている者が所有する軽自動車等

新 条 例

(2)・(3) (略)

2 前項各号に規定する軽自動車税の減免の基準等は、別表第3に定めるとおりとする。

3・4 (略)

別表第1 (第33条)

市民税の減免基準等

減免の対象	減免割合
1 賦課期日後において、生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けることとなった者	税額の全部
(略)	

別表第2 (第53条)

固定資産税の減免基準等

減免の対象	減免割合
1 賦課期日後において、生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等支援法の規定による支援給付を受けることとなった者の所有する固定資産	税額の全部
(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

旧 条 例

(2)・(3) (略)

2 (同左)

3・4 (略)

別表第1 (第33条)

市民税の減免基準等

減免の対象	減免割合
1 賦課期日後において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けることとなった者	(同左)
(略)	

別表第2 (第53条)

固定資産税の減免基準等

減免の対象	減免割合
1 賦課期日後において、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けることとなった者の所有する固定資産	(同左)
(略)	